

## 包括対象からの除外について

1 現在、各診断群分類の点数において包括評価されているが、医療機関毎の医療提供体制等によって個別患者への実施状況が大きく異なる項目のうち、特に次の2つについては、出来高にて評価することとしてはどうか。

- (1) 無菌製剤処理料
- (2) 術中迅速病理組織標本作製

2 現行の診断群分類の適用は、医療資源を最も投入した傷病名とその治療内容等により決定している。そのため、当該診断群の治療とは直接関係はないが、高額な費用のかかる慢性疾患の治療については、包括評価に反映させることは困難である。

このため、以下の診療に係る薬剤等については、出来高評価することとしてはどうか。

- (1) HIV感染症に使用する抗ウイルス薬（HIV感染症治療薬）
- (2) 血友病等に使用する血液凝固因子製剤
- (3) 慢性腎不全で定期的実施する人工腎臓及び腹膜灌流

なお、(3)については、診断群分類点数表を出来高の項目を元に点数の設定や分類の決定を行っていることから、出来高での「人工腎臓」の項目において、慢性腎不全で定期的実施した場合と急性腎不全等の場合を分けなければ評価が困難であり、出来高での対応が必要である。

(参考)

## 1 人工腎臓の診療報酬

### J038 人工腎臓（1日につき）

- 1 入院中の患者以外の患者に対して行った場合
  - イ 4時間未満の場合 2,117点
  - ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,267点
  - ハ 5時間以上の場合 2,397点
- 2 その他の場合 1,590点

注1～5、7～8（省略）

注6 1の場合にあつては、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める注射薬の費用は所定点数に含まれるものとする。

#### 【算定状況】

平成20年社会医療診療行為別調査

	算定回数
人工腎臓 入院外 4時間未満	1,096,427
人工腎臓 入院外 4時間以上5時間未満	4,220,319
人工腎臓 入院外 5時間以上	245,280
人工腎臓 その他	496,192

## 2 考え方

- (1) 外来における人工腎臓では、慢性腎不全の維持的治療として行う場合は、透析液や血液凝固阻止剤等の使用量の症例毎の差が小さいことから、これらの薬剤を包括的に評価している。
- (2) 入院における人工腎臓では、急性腎不全や感染症等の合併した慢性腎不全等、急性期治療として行う場合があり、薬剤の使用量の症例毎の差が大きいため、包括的な評価とはしていない。
- (3) しかし、入院における人工腎臓においても、慢性腎不全の患者が他の疾病の治療目的で入院している場合等、維持的治療として行う場合もある。